



## 千葉大学ユニオンニュース 第102号 2017年8月28日

編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス学際研究棟（旧薬学部）1号館119室 メール：cuu@e-mail.jp  
電話・FAX：043-290-2234 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）  
☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

### 第14期委員長就任挨拶と活動方針 千葉大学ユニオン委員長 三宅晶子

今年度、委員長を務めます三宅晶子（文学部国際言語文化学コース）です。どうぞよろしくお願いいたします。

ユニオンは、教授会や各種委員会、大学運営会議等にはあがってこない、ますます多様化していく労働の現場の問題を取り上げ、教員・職員とともに話し合い、改善していくための、大変貴重な場だと思います。私自身の組合との関わりは、「旧姓使用」と「産休代替非常勤講師の任用」に取り組んだことが原点です。これら二つの要求は、1991年、5部局の組合代表（当時まだ全学組合がありませんでした）と学長・事務局との「学長会見」で、ともに認められるという、当時の国立大学としては大変画期的な結果となりました。その時の、キャンパスがパッと明るくなったような感覚、女性として働くことをぐっと後押しされ、千葉大学のよさを実感できた喜びを、今でも思い出します。私自身、翌年、安心して出産することができました。

さて、今期の取り組みの重要課題としては、以下があります。

#### 1. 5年を超えた非常勤講師・非常勤職員の無期転換への対応

2013年4月施行の改正労働契約法では、有期で5年を超えて働くとき無期契約への転換を求めることができる「5年ルール」が定められ、来年2018年4月がその5年目となります。新聞報道では東大が「5年雇い止め」にしようとしているとして懸念されていますが（『朝日新聞』8月24日（木）朝刊）、千葉大ではこの間ユニオンも団体協議で取り組み続け、ニュース101号で報告されているように、5月11日大学運営会議で「非常勤職員の無期転換への対応方針について（案）」が示され、無期転換後の労働条件に関する就業規則等が今秋をめどに作成されよう

としています。ユニオンは、今後も、このプロセスが公正に遂行されていくよう注視し、取り組んでいきます。

#### 2. 育児部分休業を取得した教職員がいる職場への対応

今期、新たな課題として取り組みますのでご説明します。「国立大学法人千葉大学職員の育児休業等に関する規程」では、休業により生じる業務への対応として、「育児休業」と「育児短時間勤務」については代替の職員の採用を認めています（第9条、第9条の11）が、「育児部分休業」（1日30分から2時間の休業）に関しては対応がなされていません。そのため、当該の職場では、まわりの職員の負担が増加する、あるいはそのことを懸念して休業を躊躇しかねないという状況があります。

この問題を解決するための選択肢として、現在、以下の方法を考えています。

- 1) 代替の支援要員を配置できるようにする。  
そのために、規程を改定する。
- 2) 育児部分休業者の減給分の金額を、当該の職場の残業手当代として加算する。
- 3) 当該部局の学部長裁量経費として加算し、運用する。

この問題を検討するために、みなさんの職場での「育児部分休業」の実態についての情報、ご意見などをお知らせくださると大変ありがたいです。

前年度以前からの以下の課題についても、引き続き取り組んでまいります。

#### 3. 技術系職員の昇級・昇格問題、 4. センター入試の手当に関する問題 等

現在、団体協議の申し入れに向けて、協議事項を整理検討中です。こういう問題がある、このような提案をしてほしいなど、ご意見・ご要望、あるいはご質問等ございましたら、どうぞご連絡ください。

## 第14回定期総会報告

6月15日18時から教育学部2109室で定期総会が開催されました。妹尾裕彦氏を議長に、大和政秀氏を書記に選出し、選挙結果の報告、三宅新委員長挨拶の後、議事に入りました。第1号議案の活動報告では、非常勤講師・非常勤職員の5年雇い止め問題、技術系職員の昇級・昇格も問題、入試手当問題についての説明がされました。これらは、過去のユニオンニュースで紹介した通りです。一定の要件はありますが、非常勤講師・非常勤職員の方を5年を超えて雇用することは不可能ではなくなっていますので、不明な点をご相談頂きたいと思っております。

第2号議案では、高木事務局長から会計報告がされ、次いで、会計監査報告が行われました。組合員の方には、書類をメールで配信済みです。第3号議案では活動方針案が、第4号議案では予算案が、第5号議案ではユニオン基金既約の改正が承認されました。第6号議案で、国際教養学部支部の発足が過去に遡及して承認されました。事前に用意した議題以外に、出席者から、「育児部分休業を取得した職員の業務を、他の職員が超過勤務手当無しで負担しなければならない現状を改善してほしい」という要望が提起されました。これに関しては、上記の記事をご参照ください。

以上で、議事を終了しました。最後に退任する役員、新委員の挨拶があり閉会しました。(安藤哲哉)

## 休日出勤の振り替え、これで大丈夫？ 皆川宏之(法政経学部)

今年の夏も、大学では後援会の総会やオープンキャンパスが続きました。秋以降は、学部・大学院の入試が始まっていきます。このように、大学の業務では、本来、休みとされている土日に出勤することがありますが、このとき、休日を振り替えて、本来は出勤日に休みとすることが各部局で広く実施されています。しかし、特に教員の場合には、休日が平日に振り替えられても、その日は教育研究・学内行政などさまざまな仕事のために、実際には休んでいないことも多く、そのような場合には形式的に休日振替をするのではなく、休日勤務の超過勤務手当を支払うよう求める声があり、休日振替をすることが実際に難しい場合には、そのような対応が部局でとられています。

その一方で、休日を普段の勤務日に振り替える場合でも、これをいつに移すかが問題となります。

そもそも、こうした休日振替が行われる理由とは、本来、就業規則で定められた土日などの休日に勤務する場合には休日出勤手当が支給されるはずのところ、あらかじめ休日を別の日に替えておけば、土日に出勤しても休日出勤手当を支払う必要がないため、そのような振替を行う権限が大学にあります(就業規則37条)。

こうして休日振替をする場合、原則としては、振り返られる休日の指定は、本来の休日に出勤が命じられる日と同じ週にある平日の勤務日とされてきました。その理由は、替わりの休日となる日を同じ週の平日にしないと、今度は1週間の総労働時間が所定の38時間45分を超えてしまうため、そうすると、所定労働時間を超えた時間については超過勤務手当を支払う必要が出てしまうからです(それでは、わざわざ休日振替によって休日出勤手当の支払を節約した意味がなくなってしまいます)。

しかし、最近では、振り返られた休日の指定は、そもそもの休日を含む1か月間の範囲で指定されることが多いようです。なぜ、1か月の期間で休日振替をしても、超過勤務手当が支払われないのかといえば、大学が1か月単位の変形労働時間制を実施しているからです。変形労働時間制のもとでは、1か月間の労働時間を平均して1週あたり38時間45分を超えていなければ、例えば1週については38時間45分を超えて労働させても、大学に超過勤務手当を支払う必要は生じません。このような措置は、振替休日の設定を本来の休日から1か月間の範囲内で可能とするもので、働く側としては、休日出勤手当が出ないのであれば、せめて休みたいときに休めるよう、より広い範囲で柔軟に振替休日を設定できるところに利点があるといえます。

もっとも、こうした1か月単位の変形労働時間制を用いた休日振替については、特に教員の場合には、なお問題も残ります。変形労働時間制は、1日の始業・終業時刻があらかじめ具体的に確定され、超過勤務に対しては適法な時間外労働の割増賃金が支払われるような通常の働き方を前提としていますので、これを適用することは、1日の就業が就業規則所定の始業・終業時刻の間で実際に行われる職員の場合には、労働基準法の規制からみても問題はありません。しかし、教員の場合には、千葉大学では裁量労働のみなし労働時間制(裁量労働制)が導入されています。裁量労働制が適用される場合、就業規則のうえでの所定労働時間の定めは職員と同じですが、

実際には、実際の就業時間（始就業時刻）の厳格な管理は行われず、また、労働時間の長短にかかわらず、超過勤務手当の支払は原則としてありません。

このように、変形労働時間制（実際の労働時間管理を行った上で、労働時間の設定を1か月単位で組み替える制度）と、裁量労働制（労働時間の設定・配分を労働者に委ね、その代わりに超過勤務手当の支払をしない制度）とでは、労働時間管理と算定の趣旨が異なるため、これらの制度を併用してよいのかについては、労働行政のレベルでも明らかではありません。仮に、変形労働時間制と裁量労働制の併用はできない、と解するのであれば、超過勤務手当の回避を目的として休日振替をするときには1週間の範囲で行わなければいけないこととなります。とはいえ、休日出勤の代わりに休みを実際取るのであれば、1か月の範囲内での振替ができる方が、より現実的に休める可能性は高くなるでしょう。いずれにしても、特に教員の場合、休日振替の要請に対して、休めないなら休まず超過勤務をする、振替をして休むのなら本当に休む、というはっきりとした解決が求められるといえましょう。そうした労務管理がそれぞれの職場で明確に行われているか、秋以降、みなさんご留意いただければと思います。

### 第12回駅伝大会開催！

今年も学長杯争奪千葉大学駅伝大会を10月9日（月・体育の日）に西千葉構内で実施します。2006年に当時の古在豊樹元学長と伊藤谷生元事務局長の交渉から始まった駅伝大会も今年で12回目となりました。第1回目は走友会主催・運営による職員だけの大会でしたが、第2回目からは体育会の学生が実行委員会に加わり、参加チーム形態も教職員・学生の自由な応募形態で行なわれて来ました。参加チーム数が2年前から50チームを超えて年々増加しており、正確な記録取得が大変なところなのですが、大学OBでマラソン大会の記録計測を行う会社を運営している清本直氏のネオシステム株式会社によって、数年前から僅かな交通費で記録計測をして頂いており、チップを埋め込んだタスキによる通常のマラソン大会と変わらぬ正確な記録計測が来ています。

そして、今年からは体育会が主催となり、学生中心の運営に職員が補助をする形態に変わりました。コースは陸上競技場をスタート・ゴール地点と

し、区間によって距離差を付けた西千葉構内コースです。雨の場合はサッカー・ラグビー場に変更されますが、陸上競技場の老朽状態を皆に知ってもらうようにとの徳久剛史現学長の提案で昨年からのコースで行なっています。参加費1チーム2千円、優勝チームに学長杯、2位に走友会杯、3位にユニオン楯を、また、女子優勝チームには生協杯が授与されます。大会終了後には生協フードコート2にて参加費1人2千円で懇親会が開催されます。詳細は構内のポスター掲示、または走友会ホームページの<https://sites.google.com/site/chibadaisoyukai/>でご確認下さい。秋の一日を職場の仲間、学生と一緒に汗を流して楽しみませんか。運動は苦手だが飲むのは大好きという方は懇親会だけの参加でもOKです。（斉藤了一）

## 学長杯争奪 第12回千葉大学駅伝大会

2017年10月9日（月・祝）14:40 スタート

競技方法：1チーム5名のタスキリレー  
参加資格：千葉大学所属の教職員、学生、OB・OG、  
その他実行委員会が許可した者

駅伝参加費：2000円/1チーム（保険料込み）

コース：千葉大学西千葉キャンパス構内特設コース  
スタート場所：陸上競技場（雨天時：サッカー・ラグビー場）

区間（距離）：3km→2km→1km→2km→3km  
競技部門：(1) 一般の部、(2) 女子の部  
（混成チームは一般の部での参加）

懇親会：駅伝終了後、フードコート2にて開催  
（参加費2,000円（学生は半額））

特別賞、お楽しみ賞などあり  
申し込み期限：2017年9月19日（火）  
申し込み方法：千葉大学走友会のホームページ参照

（URL：[https:// sites.google.com/site/chibadaisoyukai/](https://sites.google.com/site/chibadaisoyukai/)）  
詳細は上記ホームページより

申込及び問い合わせ先：体育会企画部

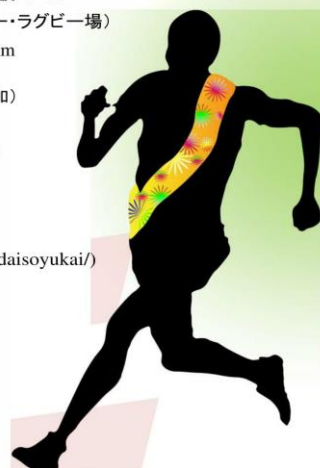
E-mail：[chiba.u.ekiden@gmail.com](mailto:chiba.u.ekiden@gmail.com)

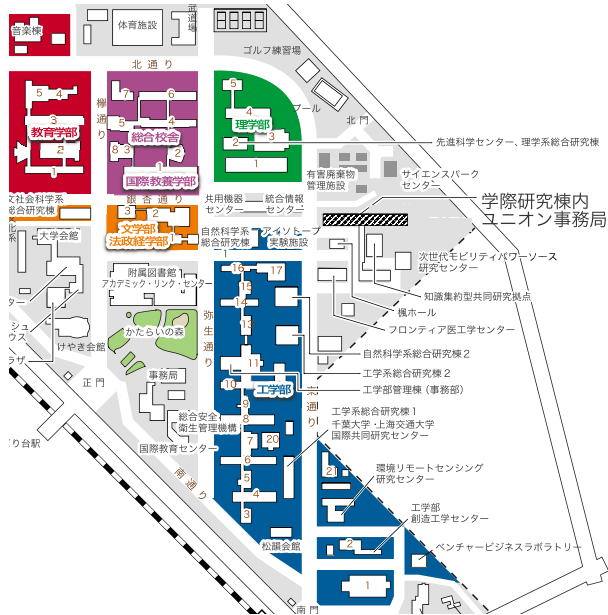
主催：千葉大学体育会

千葉大学走友会

共催：千葉大学ユニオン 千葉大学生協

協力：ネオシステム株式会社





会員・非会員を問わず、ご質問・ご相談・ご意見を歓迎します！

お近くの委員に、あるいは事務局に、どうぞお気軽にご連絡ください。

旧薬学部「学際研究棟」（キャンパス整備企画室、環境ISOが入っています）の一番奥の部屋です

**WELCOME**

## 新入教職員歓迎・交流会へのお誘い

新入教職員の方々を歓迎し教職員の交流を深める会を、以下のように開催致します。  
講演会では、労働法とジェンダーの専門家の視点からお話いただき、今変わりつつある千葉大学の現在と未来について、参加者のみなさんとともに考えたいと思います。  
非会員のみなさまのご参加を歓迎します。

日時：10月25日（水）午後6時～8時

講演：皆川宏之氏（法政経学部 労働法）

「大学での自治を考えるードイツ・ケルン大学法学部での経験から」

片岡洋子氏（教育学部 教育学・ジェンダー学）

「ジェンダーの視点から見た千葉大学」

会場：西千葉キャンパス 生協「フードコート」

参加費：1000円（新入教職員の方：無料）

【来賓】 徳久剛史 千葉大学学長

（千葉大学ユニオン・千葉大学生協共同開催）

## 第14期ユニオン委員

委員長 三宅晶子（文）

副委員長 和田淳（工）、磯田昭弘（東葛）

事務局長 安藤哲哉（理）

執行委員

小谷真吾（文）、溝上陽子（工）、齋藤了一（工）、津久井雅志（理）、

市川秀之（教育）、荒屋敷亮子（亥鼻）、崎山直樹（国際教養）、皆川宏之（法政経）、

岡林伸幸（法政経）

会計監査 佐々木浩宣（理） 小山義徳（教育）

### 加入申込書

千葉大学ユニオン委員長 三宅 晶子 様

千葉大学ユニオン規約を承認し、千葉大学ユニオンに加入いたします。

2017年 月 日

お名前:

ご所属:

E-Mail:

問い合わせ先 電話・ファックス:043-290-2234 メール:cuu@e-mail.jp